

大阪市ダイオキシン類対策指導指針

1. 目的

この指針は、大阪市内における廃棄物焼却炉及び製鋼用電気炉について、ダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル）等の排出を早急に抑制するために必要な事項を定め、大気汚染を未然に防止するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。

2. 指導対象施設

この指針の対象となる廃棄物焼却炉及び製鋼用電気炉は、次に掲げるものとする。

(1) 廃棄物焼却炉

- ① 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第 329号）別表第 1 の13の項に掲げる施設
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300号。以下「廃掃法施行令」という。）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同令第 7 条に掲げる産業廃棄物の処理施設のうち焼却施設
- ③ 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第81号）別表第 3 第 1 号の表の24の項又は、第 2 号の表の10の項に掲げる施設（①及び②に規定する施設を除く。）
- ④ ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第 433号）別表第 1 の五に掲げる施設（①、②及び③に規定する施設を除く。）

(2) 製鋼用電気炉

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1 の二に掲げる施設

3. 指導対象者

この指針は、指導対象施設を現に設置している者（設置工事に着手している者を含む。）及び設置しようとする者に対し適用する。

4. 基準

指導対象者が遵守すべき基準は次のとおりとする。

(1) ダイオキシン類濃度に係る排出基準

- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 新設の施設 | 別表第 1 |
| ② 既存の施設（設置工事に着手している場合を含む。） | 別表第 2 |
| (2) 施設の構造基準 | 別表第 3 |
| (3) 施設の維持管理基準 | 別表第 4 |

5. 報告及び検査等

- (1) 市長は、指導対象者に対し、ダイオキシン類濃度等の測定結果について報告を求め、またその職員をして指導対象施設の維持管理状況等について、年 1 回以上検査させる。
- (2) 市長は、前項の報告及び検査結果に基づき、市内におけるダイオキシン類の対策状況についてとりまとめ、公表する。

6. 改善勧告等

- (1) 市長は、この指針に掲げるダイオキシン類濃度に係る排出基準に適合しておらず、かつ継続的に適合しないおそれがあると認める場合は、指導対象者に対し基準に適合するよう改善を勧告する。
- (2) 市長は、著しく生活環境を損なうおそれがあると認める場合は、指導対象者の氏名

等を公表することができる。

7. その他

- (1) 市長は、指導対象者に対し、別表第2のダイオキシン類濃度に係る排出基準を適用するまでの間も、計画的かつ早急に基準を維持、達成するよう指導する。
- (2) この指針の対象とならない廃棄物焼却炉の設置者は、廃棄物の分別、リサイクルを徹底し、できる限り焼却しないよう努める。
- (3) 市長は、この指針の対象とならない廃棄物焼却炉及び製鋼用電気炉の設置者に対し、ダイオキシン類の排出抑制等に係る知識の普及啓発に努める。
- (4) 市長は、ダイオキシン類排出実態などの情報収集に努め、排出抑制技術の進展等必要に応じ本指針を見直す。
- (5) この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1. 施行期日

この指針は、平成10年12月1日から施行する。

2. 経過措置

既存の施設における別表第3の構造基準及び別表第4の維持管理基準については、それぞれ、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる日までの間は適用しない。なお、既存の施設のうち2(1)③に規定する施設については、別表第2に示すダイオキシン類濃度に係る排出基準が遵守されている場合は、構造基準の(5)①及び維持管理基準の(5)②を除き、附則別表第1及び第2に掲げる適用年月は、「平成14年12月1日」とあるのを「当分の間適用しない」とする。ただし、市長が、ばいじん等により周辺的生活環境が損なわれていると認める場合はその限りではない。

3. 新設の施設

ダイオキシン類濃度に係る排出基準に関し、この指針の施行の際既に設置されている指導対象施設のうち、大気汚染防止法又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律が適用される施設で、平成9年12月1日以降に設置されたものは、新設の施設とみなす。

附 則

1. 施行期日

この指針は、平成13年3月14日から施行する。

2. 経過措置

既存の施設のうち2(1)④に規定する施設については、別表第2に示すダイオキシン類濃度に係る排出基準が遵守されている場合は、構造基準の(5)①及び維持管理基準の(5)②を除き、附則別表第1及び第2に掲げる適用年月は、「平成14年12月1日」とあるのを「当分の間適用しない」とする。ただし、市長が、ばいじん等により周辺的生活環境が損なわれていると認める場合はその限りではない。

3. 新設の施設

ダイオキシン類濃度に係る排出基準に関し、この指針の施行の際既に設置されている指導対象施設のうち、2(1)④に規定する施設で、平成12年1月15日以降に設置されたものは、新設の施設とみなす。